平成２４年（フ）第２５１号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目14番１号
破産者　田屋　冷子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６５号
宮城県石巻市門脇字浦屋敷89番地５、前住所宮城県石巻市門脇字青葉東154番地３
破産者　伊藤真由美
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１４０２号
さいたま市緑区東浦和７丁目21番地８　サンパークヒルズＢ203号室
破産者　仁多見すみ子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０３号
さいたま市緑区東浦和７丁目21番地８　サンパークヒルズＢ203号室
破産者　山崎　好美
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市籠原南１丁目54番地　ハミーユ籠原409号室
破産者　中嶋　　晃
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1120番地
破産者　坂本　　靖
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３２８号
横浜市都筑区荏田東４丁目19番１号　シャンヴェール301号
破産者　向山　一男
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２４１号
横浜市南区永田みなみ台２番８―405号
破産者　戸井田房雄
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４９号
横浜市都筑区荏田東４丁目19番１号　シャンヴェール301号
破産者　向山　智美（旧姓中村）
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1235番地３メガロン三浦海岸204
破産者　佐藤　貴亮
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８１号
長野県上田市中央西１丁目８番22号、前住所長野県上田市天神２丁目３番９号　ガーデンパレス金沢302号
破産者　田中　忠興
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９６号
長野県上田市中央西１丁目８番22号、前住所長野県上田市天神２丁目３番９号　ガーデンパレス金沢302号
破産者　田中　惠子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第６６号
岐阜県可児市広見４丁目40番地ライオンズマンション201
破産者　加藤　隆宣
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第６７号
岐阜県可児市広見４丁目40番地ライオンズマンション201
破産者　加藤　美幸
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１０９号
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1115号、前住所神戸市垂水区本多聞６丁目６番１号
破産者　今井佐金吾
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
神戸市西区学園西町７丁目３番地724―102号
破産者　堀内　晴夫
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
兵庫県明石市大久保町谷八木1632番地　パールグレイス205号、前住所兵庫県加古郡稲美町加古1749番地の７
破産者　熊倉　　了
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目７番25号　ベル・アンジュ103号、前住所兵庫県淡路市楠本502番地　ニオカハイツ
破産者　小屋　　薫
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係